

愛知  
働くもののいのちと  
健康を守るセンター

# いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL・FAX 052-883-6966 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

## 「過労死をなくそう」

集会での決議アピール＝県下の全自治体等へ送付



10月6日、健康センター今期、最初のイベント「過労死をなくすために何ができるのかを考える集い」を、労働会館本館会議室で開きました。参加者は40名に達し、会場はほぼ満席になり、成功裏に終了しました。

集会は開会の挨拶を健康センターの田淵哲雄理事長代行が行なったあと、4名のパネラーに、それぞれの立場から、増える過労死の問題点と現状について発言を受けました。

過労死家族の会の永縄知子さんは「大企業の黒字の裏側には慢性疲労の労働者と家族の苦しみがある」うつ病体験者は「長時間労働をなくさないと労働者のいのちが奪われてしまう」労基署監督官は「企業に対して労基法・労安法を守らせること、現場

を見て指導することが大切」さらに岩井羊一弁護士からは精神疾患の認定基準を改善するために、個々の労災認定訴訟で勝利することが必要」だと強調されました。

その後、会場から「時間外労働の法的規制・精神疾患の労災基準の見直し・監督官の増員が必要など意見と質問・疑問が次々と出され活発な論議が行われました。

集会には5項目からなるアピール(案)が提案されました。が、会場からの指摘もあり、討論の結果1項目追加され6項目のアピール文として、満場一致で採択され、県下全ての自治体と全てのの労基署・愛知保険医協会などに送付しました。

採択されたアピール文は次頁に掲載してあります。

(文責：鈴木 明男)

# 10・6集いで採択されたアピール

日本では、8年間にわたって毎年3万人以上の自殺者を出す異常な事態が続いています。交通事故死が、年間1万人を超えたとき、関係機関が取った対策と比べると、自殺予防対策は相当遅れています。また、労働現場では心の病が増えております。このために失われる人材、医療費などの社会的損出は膨大な額になっていると思われまます。しかも、一人の自殺者の背景にはその数十倍の自殺未遂者、自殺予備軍がいると言われております。

政府はやっと「自殺対策基本法」を制定して対策に乗り出しましたが、運動はまだ緒に就いたばかりです。

これまで過労死家族の会と愛知健康センターは過労死をなくすために様々な努力をしてきましたが、一向に減らない現状を、なんとかみんなの力を結集して大きな世論づくりをしたいと考えています。

私たちは、本日の集会の名において、以下のように宣言し過労死のない社会をつくるために、政府・関係機関とすべての労働組合に要請します。

- (1)労働基準法・労働安全衛生法を厳格に守り、長時間労働や過密労働・サービス労働をなくし、安心して働ける社会を作りましょう。
- (2)自殺対策基本法に基づき、自殺防止対策を早急を実施するために必要な予算を計上させ、自殺者をなくす取り組みを強めましょう。
- (3)過労死や過労自殺、うつ病を増大させる原因になっている労働基準法の改悪をはじめ、8時間労働制度をなしくずしにする「ホワイトカラーエグゼプション」に反対します。労働時間をはじめILO条約を早急に批准することを求めます。
- (4)派遣労働・請負労働・パート・外国人労働者など非正規雇用者のいのちと健康を犠牲にすることに反対します。最低賃金の引き上げと同一労働同一賃金のルール確立を求めます。
- (5)時間外労働時間の法的な規制をはじめ精神疾患の労災認定基準の見直し、監督行政の体制強化を求めます。
- (6)すべての労働組合が労働者のいのちと健康を守るために、労働組合の役割を果たすこと、すべての被災者の泣き寝入りすることなく、過労死のない社会を作るために立ち上がりましょう。以上

## お知らせ

### ◆「11・23 労災・過労死電話相談110番」

日時：11月23日(祝)10時～16時 場所：センター事務所

### ◆「秋の健康学校『いま大企業職場では…過重労働、メンタルヘルス、格差』

日立・新日鉄・石播のみなさんによるパネルディスカッション  
日時：12月2日(土)13時～16時 場所：労働会館本館2階会議室

### ◆アスベスト問題学習交流会

日時：2007年1月12日(金)14時～16時 場所：労働会館本館小会議室

# 「11月23日過労死・過労自死110番」 「12月2日 秋の健康学校」 を成功させよう

## 11月2日 第2回理事会を開催

健康で人間らしく働いたことを目的に、勤労感謝の日に、過労死電話相談110番を開設しています。事務所でまいります。是非ご協力下さい。

「秋の健康学校」は、「いま大企業職場で・・・過重労働、メンタルヘルス、格差」をテーマに12月2日(土)13時、労働会館2階会議室で開催の予定です。「参加する健康学校」にするためシンポジウム形式で行うよう計画されています。

### 職場報告と懇談

名古屋市水道局労組と愛高教の職場から資料提供があり、労安学習の場となりました。

名水労・吉川さんからは、地方公務員災害補償基金名古屋支部審査会の事業の概要が資料として提供されました。名古屋市支部審査会では、職場代表の参与が遺族の思いを代弁する機会として重要視されてきました。つまり、名古屋市立の学校・交通・水道・清掃・一般職の各労組から、それぞれ参与に準ずる代表が選出されており、審査会口頭陳述において、労働者の立場に立った意見陳述を行うことができます。これは全国でも最も進んだ、優れた制度と言えます。県の公務災害補償基金支部審査会では、労働者側参与が連続して欠席している事実が報告され、参加理事の怒りを呼びました。

愛高教・天野さんからは、学校現場における労安活動を紹介する労安ニュースが提供されました。今年の全国安全衛生週間の取り組みもきちんと位置づけされ、組合員が労安に関心を深めるよう注意を喚起しています。県の総括安全衛生委員会の審議内

容は、労安ニュースで職場に知らされています。4号のニュースでは、復職後の「後保護」について、改善が報告されています。高校職場では、超過勤務時間は、割り振り制度の運用で解決し、サービス労働時間をつくらないように努力されています。

### 理事に要請された点を紹介します。

- ①ニュースに理事のエッセイが載ります。順次紹介されますのでご期待ください。読者のみなさんの投稿も大歓迎です。
- ②全国センターの機関紙「いのちと健康」年間購読3,200円および「労働と医学」年間購読4,000円の読者を募集中です。
- ③理事のみなさんの協力で、健康センターの年会誌1000円の普及と、会員（年会費4,000円）を増やしたいものです。当面150名会員を目指しています。
- ④ニュースは職場・分会にも届くように、必要部数を用意します。注文してください。
- ⑤企画中の活動は、アスベスト問題、メンタルヘルス対策について職場交流する懇談会を、1月、2月にできるように準備しています。
- ⑥労安学習は、職場に出向いてできるように講師を派遣することもできますので、あなたの職場で企画を検討し、愛知センターへ申し込んでください。

### 感謝状の贈呈

健康センターの活動に多額の寄付をされた方に対して、理事長代行・田淵哲雄先生から感謝状が贈られました。

吉川正春氏、山下康子氏、今枝正昭氏、宮崎脩一氏、永縄知子氏、鈴木美穂氏、杉山正章氏の7名の方を誌上でご紹介しお礼を申し上げます。ありがとうございました。

# 弁護士などが対応 アスベスト110番

## 全国26カ所で電話相談を開設

10月7日、「アスベスト110番」が全国27カ所で開設されました。愛知健康センターも2本の電話を設置し、電話相談を行いました。午前は樽井弁護士、午後は渥美玲子弁護士が席につき、建交労・石村ひろ江さんも参加しました。

マスコミからは、前日に中日新聞、当日はCBCテレビ・TV愛知から取材がありました。電話相談件数は、当日3件、翌日2件で、全国では19都道府県26カ所で開設され、141件の相談がありました。

渥美弁護士が受けた相談の一つは、「自宅前で建物を解体している。将来アスベスト被害がでた場合どうしたら？」というものでした。渥美弁護士は、「なるべく近寄らないこと。詳しい解体作業のメモを取っておくのも有効。」などの的確に対応していました。今後アスベスト問題を軽視す

ることなく、被害への補償と予防に健康センターとしても取り組んでいきます。

(文責:大家信義)

## アスベスト110番

1100法人 愛知健康センター



電話相談中の鈴木さん・石村さん

マツヤデンキ

小池過労死

## 障害のある人もない人も安心して働ける社会に!!

### 小池さんの労災認定を支援する会結成総会を開催

10月8日(日)午後1時30分から、労働会館2階会議室にて、小池さんの労災認定裁判を支援する会結成総会が開かれました。

2000年12月24日、マツヤデンキ豊川支店に勤務していた小池勝則さんが自宅で亡くなりました。37歳でした。

心臓機能障害を持っていた小池さんは、障害者3級の認定を受けていました。2000年11月、身体障害者枠でマツヤデンキに採用され、豊川支店で働き始めて45日目でした。仕事内容は主に立ち仕事で、クリスマス前の繁忙期に加えて、障害者に配慮の無い職場環境が命を奪ったことは間違いありません。

妻・小池友子さんは、2001年11月豊橋労

基署へ労災認定を申請しました。しかし、豊橋労基署長は、2002年9月業務外の決定。同年11月愛知労働局労働者保険審査官へ審査請求。2005年4月審査請求も棄却され、同年10月に、労災認定を求め名古屋地裁へ提訴しました。

支援する会総会では、森弘典弁護士から、提訴に至る経過と争点の説明を受けました。争点のポイントは、障害のある人もない人安心して働ける社会をめざすことです。また、愛知センターの鈴木明男さんから結成総会までの取り組みの報告と今後の方針が提案がされました。今後、障害者団体とも協力し、鈴木事務局長を中心に運動を進めていくことを確認しました。

(文責:大家 信義)

# 静岡地裁、

## 大手自動車メーカー"スズキ"を断罪!!

静岡安全健康センター事務局長 橋本 正紘

'02年4月、大手自動車メーカー・スズキ(株)に勤務する新任課長・小松弘人(こまつひろと、当時41歳)さんが過労自殺しました。

2006年10月30日午後1時15分、ご両親が会社を相手取り損害賠償を求めた裁判で、静岡地方裁判所浜松支部(酒井正史裁判長)は、「1 スズキは、原告に対して、5,866万円余と年5分の割合による金員を支払え。……4 この判決は第1項に限り、仮に執行することができる」とする判決を出しました。原告側の主張を全面的に認めた画期的な判決でした。

ご両親は、「私たちの主張する安全配慮義務違反について、法廷で勝利判決が出されました。息子の無念を晴らすことができ、満足しております。ただ生きて救えなかったことが生涯の苦しみです。スズキは二度とこのような悲劇を繰り返さないでほしい。皆様方のご支援とご協力があればこそ裁判勝利できました。心より深く感謝申し上げます。」とコメントしました。

同日午後4時、弁護士3名と執行官3名がスズキ本社に赴き、会社所有の株券約6,000万円相当を差し押さえました。

弘人さんは、'02年4月15日午後、浜松市のスズキ本社屋上より飛び降り自殺しました。入社以来、シート(座席)関係一筋で設計に従事してきました。'02年2月1日か

ら、はじめての四輪車体設計グループに管理者として異動しました。慣れない新車開発設計で死亡前1ヶ月間の時間外労働が149時間、死亡前2ヶ月間の月平均時間外労働が150時間に達し、死亡前3ヶ月間の月平均時間外労働が117時間に達するなど、長時間労働が続いていました。その結果、会社業務による精神的ストレスや過労から「うつ病」を発症し、新任務に就任後わずか74日後に過労自殺に追い込まれました。'03年2月21日、浜松労基署に労災申請し、'04年5月19日に労災認定されていました。'05年2月14日(月)、ご両親はスズキに対して、働く者のいのちと安全は保障されるべきものとして、会社の安全配慮義務違反を問う民事裁判を静岡地方裁判所浜松支部に起こしていたものです。

なお、被告・スズキは、即日(10月30日)、東京高裁に控訴した事を、私は怒りを込めて報告します。



# 職場で関心が広がるデンスー・川野裁判

## 次回、12月8日15時地裁1103法廷

トヨタシステムは、競い合ってさまざまな労働現場に取り入れられ、労働者を過重労働に追い立てています。民営化の道を歩み始めた郵政はトヨタシステムに飛びついてJPS（ジャパン・ポスト・システム）と名づけ、儲けを生む企業へ変身を押すすめる手段にしようとしています。郵政の現場からは「自動車をつくるラインの仕事と違う」と反発の声が各地から上がっています。（朝日新聞10月29日報道）

川野裁判はこれから「本番」に入りますが、うつ病、過労死を生み出すトヨタシステムに内蔵された問題点を明らかにしていくでしょう。川野さんの裁判を知った

同僚の関心が高まり、同じ病に苦しんでいる労働者が相談に来るなど変化が現れています。川野さんは「私がパワハラ、長時間労働でうつ病にさせられ苦しんできた本人。証拠はすべてある。働きやすい職場を作るために闘いぬく！」と心のうちを語っています。トヨタ自動車・内野過労死労災認定裁判と連携して共に勝利することに意欲を燃やしています。次回の裁判は12月8日15時から地裁1103法廷です。同じ法廷で内野さんの第9回口頭弁論法廷が15時30分から開かれます。傍聴よろしくお願ひします。

（文責：近森 泰彦）

## 中電・藤田裁判支援する会第3回総会開催!!

### 次回、11月29日11時1001法廷

10月21日（土）午後1時30分から労働会館において30人の支援者を集めて、支援する会総会が開かれました。

2006年5月17日、名古屋地裁で監督署の決定を覆す労災補償認定の判決を勝ち取りました。しかし、被告・国は、原告・弁護団・支援する会の「控訴せず判決を受け止めよ！」という強い要求を跳ね返し、不当にも5月30日控訴しました。

8月21日に最初の控訴審法廷が開かれました。こういうことを何回も経験してくると、一体、労働基準監督署は誰のためにあるのかと怒りがわいてきます。森弁護士は「藤田裁判に勝利することは国の労災認定基準を実情にあった方向で改めさせる大きな力になる」と意義を話されました。国はうつ病を発症したことは認めても発症から亡くなるまで症状の増悪と業務の関係を、一切認めようとしません。なんと片手落ちでしょうか。このような国の誤った判

断基準が多くの遺族を長期裁判と苦しい生活に追い遣ってきました。いま、働くもののいのちと健康を守る全国センターが中心になって、国の誤った判断基準を変えさせる働きかけを強めているところです。この裁判はその点からも大きな注目を浴びています。総会では、全労働者を視野にいたした運動をつくりあげることを確認しあいました。また、アスベスト中皮腫で夫を亡くした元中電労働者・藤原さんの奥さんから、「中電に損害補償を求める裁判をおこなう」という発言がありました。たくさんのアスベスト入りの保温材を使っている火力発電所の現場労働者・下請け労働者の健康診断を行い、発病者に誠意を尽くすことは企業として当然のことではないでしょうか。代表者に柴田隆通さん、事務局長に伊藤幸康さんを選出しました。次回の裁判は11月29日11時1001法廷です。多くの方に傍聴をお願ひします。

（文責：近森 泰彦）

ボーダフォン  
小出過労自殺  
損害賠償裁判

## 判決日決定!

# 2007年1月24日午前11時30分

9月15日午前11時、名古屋地裁大法廷の傍聴席は満員。原告3名がそれぞれ5分程度の最終陳述をしました。

小出孝典さんは「会社は自分たちに責任はなく、家族に責任があるといっているのは間違いです。毎日懸命に仕事をしてきた父を嘘つき呼ばわりし、遺族を侮辱するのは許されない」と陳述。

高見一七子さんは「葬儀の日に訪れた会社役員は会社の責任を認めていたのに、裁判では『記憶にありません。』といって逃げている。」「父が亡くなって苦しむのは遺族だけというのはおかしい。」と訴えました。

堯さんの妻、典子さんは「家族全員でうつ病の夫を支えてきた。会社は責任を明確に認めると共に、再び自殺者を生まないように安全衛生管理体制を整えてほしい。」と陳述を締めくくりました。

法廷のあちこちから、すすり泣きの声や目頭を拭く姿が見えました。被告弁護士からは発言はなく、裁判長は、判決は2007年1月24日午前11時30分から大法廷で行うと

宣言して閉廷しました。

支援する会は10月13日、ボーダフォンに「判決後は誠実に話し合いに応じよ」と申し入れをし、10月17日には石播争議団と共に、名古屋駅前において宣伝行動もしました。併せて、判決までに5,000筆を目標とする新しい署名にとりくむことを決めました。  
(文責：宮崎 脩一)



名古屋駅前(ボーダホン本社前)で訴える小出さん

さざんか学園  
頸肩腕障害・腰痛  
公務災害認定裁判

## 最高裁、不当な上告棄却の決定

2006年9月19日、さざんか学園健康裁判に対し、最高裁が「上告棄却」の不当な決定を下しました。

「さざんか学園」は、横浜市にある知的障害児通園施設です。酒井昌さん、宮川昌代さんは、子ども達の成長のために、自分たちの力が少しでも役にたつことを生きがいに仕事を続けていました。

しかし'84年～'85年にかけて、その保育や介護の仕事で頸肩腕障害・腰痛症になりました。'89年、二人は公務災害認定申請をしましたが、地方公務員災害補償基金横浜支部は、職場の実態に目を向けず「公務外」としました。やむにやまれず、'97年

に裁判所に提訴、'02年7月、横浜地裁において公務災害認定を勝ち取り、8年ぶりに解決するかと思われました。

ところが、横浜基金支部(支部長・中田市長)が、不当にも控訴したため東京高裁での継続となりました。東京高裁は、何とたった2回の短い審理のみで不当な逆転裁決を下しました。'03年、最高裁へ控訴し闘いが続いていました。しかし、今年9月に最高裁は、不当にも「上告棄却」の決定を下しました。

最高裁へ上告してから3年以上の月日が費やされており、なぜこれほど時間を要したのか明らかにされていません。

トヨタ自動車  
内野過労死  
労災認定裁判

## 第8回回頭弁論開かれる

### 健一さんの業務の過密・過重についての国の誤りを指摘

支援する会事務局 鈴木 利往

今回、原告・弁護団からは、二つの準備書面15・16が提出されました。それぞれの準備書面の主な内容は以下のとおりです。

#### ■準備書面15

国の時間外労働時間の認定の誤りを指摘し、在社時間はすべて時間外労働時間と主張

準備書面では、在社時間と時間外労働時間が争われた判例として名古屋南労基署長（中部電力）事件の名古屋地方裁判所（平成18年5月17日）判決を上げている。判決は、「…太郎の性格や業務遂行能力に照らせば、被告が主張するように在社時間のすべてが労働時間であったとはいえないと断言することはできず、その他太郎の在社時間が労働時間であることを否定する合理的な証拠も認められないことに照らせば、太

郎の在社時間を時間外労働時間と認定することが最も合理的であるということができないから、被告の上記主張は採用することができない。」と判示している。

つまり、健一さんの労働時間であることを否定する合理的な証拠が認められないから、在社時間をすべて時間外労働時間と認定することが合理的であると指摘しています。従って、被災者・健一さんの時間外労働時間は長時間であったと言えます。

#### ■準備書面16

ライン外作業員としての健一さんの業務の過密・過重労働についての国の誤りを指摘

準備書面では、被災者・健一さんの過重で過密な業務の様子が浮き彫りにされています。それは、被災者・健一さんのライン外作業員としての過重な業務の様子や申し送り帳の記載が反対直と比べて丁寧かつ詳細であり、記載件数も多い点を指摘した上で、次のように結論づけています。

「…被災者のライン外業務の負担は、派遣社員が配属されたことにより、被災週の月曜日以降、被災者が派遣社員の指導をすることによる業務増、堤GLが派遣社員の指導をすることによる被災者の業務増及び日頃から行っているライン外業務、と従前に比して業務負担が増え、より一層過重・過密な状態であったことが明らかである。

被災者は、EXを補充してもらいたいという切実な希望も裏切られた上、業務のフォローが必要な派遣社員が工程に入ってきたことにより普段以上の業務量を一人で抱え込まなければならなかった。そして、被

災者に過重・過密労働をもたらしたこの人員配置は、訴外トヨタ自動車の前述したような経営戦略に基づくものであることは明らかである。訴外トヨタ自動車の経営戦略に基づく構造上の問題として、働き盛りで真面目に会社の期待どおりに働いていた被災者について、労働負担が集中する事態を招いていたのである。」

傍聴席は、満席となり入廷できなかった支援者の方も8名見えました。閉廷後は、歩道で報告集会が行われ毎日放送の取材もありました。集会では、前衆議院議員・八田ひろこさんから過労死をなくすために何ができるかという趣旨の発言がありました。引き続きご支援をお願い致します。

<内野裁判次回法廷>

日時：12月8日(金)午後3時30分

場所：名古屋地裁1103法廷

傍聴をお願い致します。

# 自律的労働時間制度は、長時間制度を助長!

## 過労死遺族、制度導入反対を申し入れ

10月24日、過労死した労働者の遺族やうつ病などで健康を害した労働者らが、厚生労働省が導入を検討している自律的労働時間制度（日本版ホワイトカラーイグゼンプション）について、同省や連合（高木剛会長）に反対の申し入れをしました。過労死の家族らがまとまって申し入れをするのは初めて、名古屋からはボーダフォン過労自殺訴訟原告・小出典子さん、高見一七子さんが参加。参加者は、「この制度は長時間労働を助長する。私たち過労死遺族の悲しみ苦しみを二度と繰り返してほしくない」と訴えた。

申し入れを行ったのは、▽長時間労働が原因で脳・心臓疾患を発症した労働者▽肉親が過労死した遺族▽うつ病になったり過労自殺した人の家族など約20人。

申し入れ書では、肉親や本人が経験した長時間労働の危険性や実態を訴え、制度の導入で違法な労働状態が合法化される危険性を指摘、「過労死やストレスにおびえることなく、安心して働けるルールの確立」を求めている。

メンバーの要請を受けた連合・高木会長は「過重労働の現状を放置して自分たちの使い勝手のよい制度を作ろうという使用者の意図は筋が通らず、認めるわけにはいかない」と連合として反対する姿勢を表明。



小出さんと高見さん(右から三人目、二人目)

'00年に電機メーカーでエンジニアをしていた夫（当時40歳）が脳内出血で過労死した渡辺しのぶさんは「夫は名ばかりの管理職として働かされたのに、『好きで働いていた』などと会社にさんざん言われた。すべてを自己責任とする制度が導入されたら、遺族はもっとつらい思いをする」と訴えた。

また、夫が過労自殺したボーダフォン損害賠償訴訟原告・小出典子さんは「突然の死で遺族は精神的にも経済的にもつらい思いをする。そんな思いを他の人にさせたくない。夫の死をむだにしないためにも、過労死や自殺を助長するような制度は許せない」と涙声で訴えた。

(毎日新聞より抜粋)

## 健康で安全に働く〇〇講座の出前に応じます 労組でも、会社でも、地域でも、安全衛生委員会でも

これまでも、JR貨物運転の熱中症問題、病院職場でのメンタルヘルス対策など、愛知健康センターから、職場に出向いて講座を行ってきました。どれも好評でした。一宮地方の「職場のメンタルヘルス対策」講座も予想を超える50人の参加がありました。テーマによっては学者などの専門家を紹介することもできます。どうかすすんで「出前講座一丁頼む」と、連絡をいただきたいと思えます。交通費程度の費用で済みます。

<出前講座の問い合わせ> 愛知健康センター TEL:052-883-6966

刈谷市職員  
倉田康弘さん  
過労死事件

# 追加補充書を準備中

## 支部審査会の開催時期を調整中

刈谷市職員・倉田康弘さんの公務災害認定を求める会・弁護団会議では、現在、倉田さんの過重な業務を証明するための証拠書類の提出に向けて準備を進めています。その結果、支部審査会の開催時期については調整中で、各種証拠書類の提出後になると予想されます。

提出を予定している書類は、専門医意見書・追加補充書、そして最終準備書面です。これらの書類が完備されるのは早くても年内。書類が提出された後に支部審査会が開かれるという日程です。従って、支部審査

会が開かれるのは、年明けになると思われます。しかし、3月末には、支部審査会審査委員の交替も考えられるので、年度末までには何とか審査会を開催するべく準備を進めています。

なお、代理人になっていただいた方には大変長くお待たせして申し訳ありませんが、審査会口頭意見陳述の日程が決まり次第、早急に連絡させていただきますので、ご理解・ご協力下さいますようお願い致します。



### お知らせ

#### ◆「アスベスト被害とその救済」(岐阜県弁護士会 連続市民講座)

日時：11月11日(土)午後1時30分

場所：岐阜県弁護士会館3階ホール

内容：講演「アスベスト被害とその実情」

講師 栗野仁雄氏(ジャーナリスト。「アスベスト禍」著者)

アスベスト救済制度紹介

お問い合わせ：岐阜弁護士会 TEL 058-265-0020

#### ◆「団塊世代の退職と将来の労働力不足への対応」(第11回公開シンポジウム)

(名古屋市立大学経済学研究科・日本政策投資銀行・協同研究成果報)

日時：12月7日(木)午後2時～午後4時30分

場所：中区役所ホール

内容：愛知県内企業を対象としたアンケート調査をもとに、団塊世代の退職が経済に与える影響を論じ、人手不足に対する高齢者・女性・外国人労働者の活用の可能性を議論

参加費：500円(資料代) 定員：400名(申し込み多数の場合は抽選)

申し込み方法：インターネット(名古屋市電子申請サービス)より申請。

<https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/> [11月15日(水)必着]

# 全国センター、過労自殺認定指針の検討会を開催

## 精神疾患の発症原因の多くは慢性ストレス

◆厚生労働省は、「精神障害等に係る業務上外の判断指針」の改正作業に着手した模様です。こうした情勢をうけ全国センターは、10月4日午後、「判断指針の検討会」を開催。冒頭、岡村副理事長が「精神障害・自殺労災認定指針の改正案」を提案しました。

＜基本的な考え方＞では、ライフイベント（事件的出来事）による急性ストレスより、ディリー・ハッスルズ（日常的な煩わしさ）による慢性ストレスが精神疾患の発症原因として作用していることを明確にすること。その上で、

- ①業務以外のストレス及び個体側要因が原因でなく、業務による「過重ストレス」（精神障害の発症要因となり得る過重な慢性ストレス及び急性ストレス）で発症した精神障害及び自殺は、業務との間に相当因果関係があると認めること、
- ②「過重ストレス」の強度評価は、多くの人びとがどう受け止めたかという同種労働者を基準にするのではなく、当該労働者がおかれた立場や状況を十分斟酌して適性に強度を評価することが相当であること、
- ③精神障害の発病後に引き続き業務に従事し、その業務の慢性ストレス及び急性ストレスによって症状の増悪や自殺が起きた場合、発病後の業務との間に相当因果関係があると認めること。

＜対象疾病＞では、WHOのICD-10第V章に分類する全ての疾病とすること。

＜認定要件＞では、

- ①発症前おおむね1年間に精神障害の発症・増悪要因となり得る過重ストレスの認められる業務に従事したこと、
- ②業務以外のストレスで発症・増悪したと認められないこと、
- ③他に精神障害を発症・増悪させる個体側要因による確たる要因は認められないこと。

とすること。

＜運用基準＞では、慢性ストレスの取り扱い、長時間労働の過労死水準の評価、ライフイベントの相乗評価などを提起しました。

◆精神科医の天笠崇医師は、医学的な知見に立ち「判断指針」見直しを提言。

基本的な考えとして、

- ①業務上の精神障害発症には、ライフイベントより慢性ストレスの影響が大きいこと。
- ②個体的要因や職場以外の心理的負荷が認められず、職場における心理的負荷が認められる場合は業務上と判断することを提案。  
改正点は、
  - ①「精神障害を発病」を「発症」とし、「発症」の定義は「ICD-10及びDSM-IV-TRの診断基準を最初に満たして時とすること。
  - ②「発病前おおむね6か月」を「発症前おおむね1年」とすること。
  - ③罹患後の悪化や増悪を評価すること。
  - ④心理的負荷の強度評価は「類推評価」により総合判断すること。
  - ⑤労働時間の取り扱いは脳・心臓疾病の認定基準を準用すること。などです。

京都や愛知、山梨の各センターから、精神障害や過労自殺のとりくみ事例からの問題点が報告され、2つの提案の討論を行いました。

◆最後に田村昭彦副理事長は、

- ①岡村提案を土台に全国的な意見集約をおこなうこと。
  - ②11月理事会で「指針の改正要求」をまとめ厚労省交渉を実施すること。
- を提案し、了承されました。

（「全国センター通信」No. 89より転載）

# 名古屋過労死家族の会、

## 全国センター「過労自殺認定指(案)」に要望

10月31日夜、名古屋過労死を考える家族の会では、東野さんを囲んで懇談を行いました。

その折り、「過労自殺認定指針(案)」に出された主な意見は次の4点です。

- (1) 東野さんのご主人は単身赴任中、うつ病に罹患。治療を続け会社に復帰したが、うつ病を再発しました。こうした事例の場合、二回目のうつ病発症の6ヶ月前の時点からのストレスだけを評価するのではなく、最初のうつ病の発症前6ヶ月と発症後、そして再発するまでの間の業務によるストレスも考慮した上で、労災の認定を行って欲しい。
- (2) 労災認定にあたって、業務起因性を考察するとき、使用者側の安全配慮義務欠如・違反についても、判断の考慮にに入れて欲しい。労災は無過失責任制をとっているとは言え、安全配慮の欠如・違反によってうつ病が悪化していくものだから、業務起因性と安全配慮義務を切り離して考えることは実態に合っていない。二つは切り離せないことだ。
- (3) 労災認定のためには、被災者の遺族が事実の証明をしなければ認められない制度には問題がある。単身赴任や遠隔地に一人住まいをしている夫や息子の労働実態は、わからないのが当たり前です。にもかかわらず、遺族に様々の

資料を探し求め整えさせるというのは、本来無理なことをやらせている。いろいろな資料を持っている会社側に証明の義務をもとめるほうが、妥当ではないか。もっとも、ほとんどの会社は遺族の労災認定申請に非協力的な点が多数報告されている。従って会社が労災ではないという証明が出来ない場合は労災として認めるように制度を改めるべきである。

- (4) 労災認定の三審制度は、公務災害認定の場合もふくめ、中央審査会はほとんど機能を果たしていない。そればかりか、認定申請段階で、地方組織が「労働災害・公務災害」と判断しても、中央組織への協議・稟司が義務づけられており、地方組織が下した判断を反映しない決定が中央組織から押しつけられている。さらに認定までの時間がかかりすぎて、被災者の救済を事実上遅らせることになっている。中央組織への協議・稟司は廃止すべきである。
- (5) 全国センターの改訂案は難しく、素人が理解しにくいので、もっとわかりやすい言葉で提示して欲しい。弁護士の専門用語や論法を使っているのは、まわりくどく、理解しにくい。もっと、簡単でわかりやすい文にして欲しい。

(文責：宮崎 脩一)



# 和解せざるを得なかった二つの事件

全国過労死家族の会会長 鈴木 美穂

この夏、仲間の裁判が終わった。

電機メーカーに勤めていた彼女のご主人は、過労からくるうつ病になり、43歳で自死した。地裁で負け、高裁で和解した。和解せざるを得なかった。決して満足する内容ではないと思うが、妻は強い。「勉強になった。後悔したくなかった。これからは自分の為に勉強する。」と言った。

一般的に、単身赴任等の場合、過労死の労災認定は本当に不利である。一緒に生活していても、一歩外に出ると、夫の行動や仕事内容は、妻には判らない部分がいっぱいあるが、単身の場合は特に不明な点が多い。

2004年11月3日付けのコピーを持っている。独身の息子さんを亡くされたお父さんから送られたものである。

「息子のやっていたシステムエンジニアの仕事は、絶えず新しい技術を覚えなくてはならず、勤務時間外に勉強しなければついていけない、そんな仕事のように。深夜、アパートに帰ってからも、ずいぶん勉強していた形跡もうかがえました。

息子の死後、アパートの整理をした折にも、会社の書類を多数返却したことを思えば、持ち帰りの仕事もずいぶん有ったのではないかとも思われます。こうした1人暮

らしの者が、いつ出勤していつ帰ったかとか、どんな暮らしをしていたのか多くのことが推定でしか判らないことがほとんどです。非常に少ない資料しかないのが何とも悲しい限りです。息子が30歳の若さで脳出血で死亡した事に、どうしても納得できないのです。」

と言う文面である。労災も認められず、企業相手の裁判もわずかの額で和解せざるを得なかった。

捨てられずにいるファックスでの文面なのだが、本当に、単身者も独身者も、過労死を労災と認めさせるには、遺族にとって極めて不利な状況であると思う。

2006年10月、労政審の分科会で、使用者委員が過労死について「自己管理の問題。他人の責任にするのは問題」と暴言ともいえる発言をしたと言う。自己の健康管理・時間管理は、全て長時間労働の影に飲み込まれているのではないか!!。自己管理の問題というなら、それだけの時間を与えてと言いたい。

和解せざるを得なかった2つの事件、被災者は43歳と30歳。まだまだこれからの人たちの死を、残念に思うと同時に無駄にはいけないとつくづく思う。



厚生労働省発表  
平成18年10月6日

担当	厚生労働省労働基準局	
	安全衛生部労働衛生課	
	労働衛生課長	金井雅利
	中央労働衛生専門官	一戸和成
	電話 03(5253)1111(内線:5181)	
	夜間直通 03(3502)6755	

### 「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断」について

- 過去に石綿作業に従事していたが、一定の所見がない等により石綿に係る健康管理手帳を所有しておらず、かつ当該作業に従事していた事業場の廃業等により石綿健康診断を受診できない労働者に対し、無料で健康診断を実施します。
- 対象となるのは、過去に石綿を製造し、又は取扱う作業に従事して退職した者のうち、以下の全ての項目を満たす者です。
  - (1) 廃業等の理由により、事業者が実施する健診を受診できないこと
  - (2) 石綿に係る健康管理手帳を所有していないこと
  - (3) 従事していた作業が特定できること
  - (4) 初回ばく露から10年以上経過していること
- 申請に際しては、健診機関から配布された自記式問診票に必要事項を記入し、健診の対象者であることの確認を行います。実施機関は、全国労働衛生団体連合会会員機関を中心とした別添(PDF:195KB)名簿1の148健康診断機関で、

平成18年11月1日(水)から11月17日(金)まで

受け付けを行い、その後健診を実施します(名簿2の53健診機関は二次健診のみを行い、申請書の受付等はありません)。

お問い合わせ、申請書の配布は当該名簿1の健康診断機関、全国労働衛生団体連合会本部(電話03-5442-5934)で行います。

### 石綿離職者特別健診事業の健診実施機関名簿

名簿1

県名	健診実施機関名	電 話	第一次健診	第二次健診
愛知	(財)公衆保健協会	052-481-2181	○	
愛知	(財)愛知健康増進財団	052-951-3331	○	
愛知	(医)曙会	0564-57-1511	○	○
愛知	(財)全日本労働福祉協会 東海支部	052-822-2525	○	
愛知	(医)豊島会 豊田健康管理クリニック	0565-27-5550	○	○
愛知	(社)オリエンタル労働衛生協会	052-732-2200	○	○
愛知	(医社)卓和会 しらゆりクリニック	0533-88-1515	○	
愛知	(社)半田市医師会 健康管理センター	0569-27-7881	○	○
三重	(財)三重県産業衛生協会	0594-22-1010	○	
三重	(財)近畿健康管理センター 三重事業部	059-225-7426	○	
三重	(医)尚豊会 四日市健診クリニック	059-330-7722	○	○

名簿2

愛知	(医)宏潤会 大同病院	052-811-8261		○
愛知	地方職員共済組合愛知県支部 愛知三の丸病院	052-961-7011		○
愛知	(独)労働者健康福祉機構 中部労災病院	052-652-5511		○
愛知	(独)労働者健康福祉機構 旭労災病院	0561-54-3131		○
愛知	(医)明陽会 成田記念病院	0532-31-2187		○
三重	(医)山本総合病院	0594-22-1211		○
三重	(医)永井病院	059-228-5181		○

# ブログに綴る日常茶飯事

生協労連・名勤生協労働組合 稲嶋 保之

生来あきっぽく根気のない私が、めずらしくほぼ毎日、1年も続けている習慣がある。それは、自分のブログに、些末な毎日の出来事を、ツラツラと書き連ねていることだ。

ご存知のこととは思いますが、ブログとは、「ウェブログ」の略。これでは説明になっていないが、ITに詳しくないので、これ以上説明するのは難しい。ははは。もう少しというと、インターネット上でカンタンにできるホームページってところだろうか。

ホリエモンの会社が健在だった？頃、CMで「ブログ」ってしきりにやっていたが、何の意味だかさっぱりわからなかった。パソコンの知識も乏しかったのだが、「インターネットで情報を発信する」ということには、なんとなくだが興味はあったのだ。

労働組合専従という「仕事」を引き受け早や5年を越した。とんとん拍子に活動がすすみ、意気軒昂、日々怪気炎という毎日が続けば、ストレスなどは感じないのかもしれない。ところが亀のこ以上に歩みは遅く、時には「後退していないかい？」ってほどの進捗に、日々悩むところ多くあり。

「なんとか思いを発散するところがほしいよな…」「日々の悩みを書きとどめて、あとで読み返し、『あんなことで悩んでいたんだ。アホやナ…』と成長（後退か？）を振り返りたい」なんてところが、ブログをはじめたキッカケであった。

はじめるのは実にカンタンだった。ブログサービスに登録をし、ブログのデザインを決めて、あとは早速書き始める。いろい

ろ設定はあったが難しいものではなく、ものの30分もしないうちに、インターネット上に私のブログが公開されたのであった。

「ブログ炎上」とか「ホームページ荒らし」とか心配事もあったが、考えてみれば世間でブログ人口って、限りないほどいるのだ。そんなに自意識過剰になることもなく、いじわるなコメントが寄せられたこともない。1年もやっていて「さびしい…」と思うほどだ。

ただ私は、ブログをやっていること自体、家族にも身の回りのひとたちにも言っていない。だって、言えば本音が書きにくくなるし恥ずかしい。…このへんのところが、一皮むけるかどうかの境目なのかもしれない。

個人で開設するブログとは意味合いが違うが、名勤生協労組・中堅部でもブログを立ち上げ、まだ固定的なメンバーではあるが交流がはじまっている。メールやインターネット社会の弊害をとなえるひともいる。たしかに今の時代こそ、顔と顔をつき合わせ本音で語り合う場が必要で大切なことは痛感している。しかし、ブログで交わされる意見交換や、めったに会えない人の近況報告など目にするたびに、「あのひとに直接会って話をしたいなあ」って思いも募るのである。ともすれば職場間を分散され、分断化されがちな中高年にはあるが、ブログというコミュニケーションで、少しでも距離が縮まればという願いもあるのだ。この冬、「中堅部みんな温泉合宿をしよう」という話が、ブログでも持ち上がっている。今後の盛り上がりを期待したい。

## 当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
11月10日(金)	第4回全国センター理事会	10:00 東京
12日(日)	愛知赤旗まつり	9:30 大高緑地
13日(月)	第6回事務局会議	10:00 事務所
14日(火)	過労死研究会	18:00 水野弁護士事務所
17日(金)	栄総行動	10:00～16:00
18日(土)	森 英樹氏講演	9:30 アイプラザ一宮
22日(水)	過労死家族の会厚生労働省交渉	午後 東京
	総会・「過労死を考えるつどい」	18:15 全労連会館2階ホール
23日(祝)	過労死を考える全国交流集会	午前 東京・全労連会館
	過労死電話相談110番	10:00～16:00 健康センター事務所
25日(土)	愛知争議団総会	13:30 労働会館東館ホール
26日(土)	トヨタシンポ	
	「あなたの知らないトヨタ」その後	10:00 豊田市農村改善センター
27日(月)	第7回事務局会議	10:00 事務所
29日(水)	中部電力・藤田裁判控訴審	11:00 名古屋高裁
12月2日(土)	秋の健康学校	13:00 労働会館2階会議室
8日(金)	全国センター総会	13:00 東京
	デンソー・川野労災認定裁判	15:00 名古屋地裁1103法廷
	トヨタ自動車・内野過労死認定裁判	15:30 名古屋地裁1103法廷
11日(月)	第8回事務局会議	10:00 事務所
15日(金)	マツヤデンキ・小池過労死認定裁判	10:00 名古屋地裁1103法廷
16日(土)	名古屋過労死家族の会・望年会	12:00 健康センター事務所
20日(水)	ドラッグスギヤマ損害賠償・杉山裁判	13:30 名古屋地裁1103法廷
1月11日(水)	第3回理事会	18:30 労働会館2階会議室
12日(金)	アスベスト問題学習交流会	14:00 労働会館2階会議室
13日(土)	愛労連・新春学習会	13:30 名古屋市公会堂
24日(水)	ボーダフォン・小出過労自殺裁判 <b>判決</b>	11:30 名古屋地裁大法廷